

別記（２）

流通・販売者支援事業

第１ 事業の目的

流通・販売・加工事業者等による、県内産有機農産物の流通、販売及び利用拡大に係る取組を支援することにより、県内における有機農業の取組を拡大する。

第２ 事業区分

交付要綱別表の事業区分は次のとおりとする。

（１）チャレンジ事業

県内産有機農産物・加工品の流通、販売、加工等に係る試行的取組

（２）実践拡大支援事業

県内産有機農産物・加工品の流通、販売、加工等に係る本格展開や規模拡大

第３ 事業の採択要件

事業の採択に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

１ 共通事項

（１）事業内容が、県内産有機農産物等の流通・販売拡大をめざすものであること。

（２）事業実施主体が、環境を守る農業宣言（「環境を守る農業宣言」推進事業実施要領（平成 19 年 7 月 3 日付け農畜第 2874 号）第 2 に定める宣言）を行っている又は行うことが確実と見込まれる者であること（市町村は除く。）。

２ チャレンジ事業

事業期間は 2 カ年を限度とし、事業実施後には、本格的な実践への移行又は自己資金等による運営が見込まれること。

なお、上記期間には、みんなでつくる有機の郷事業実施要綱（平成 23 年 5 月 10 日付け農畜第 89 号）に基づく有機農業チャレンジ事業の期間も含むものとする。

３ 実践拡大支援事業

事業実施後、県内産有機農産物等を安定的に取扱うことが見込まれること。

第４ 事業の実施期間

平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間とする。

第５ 事業の実施手続き

１ 事業実施計画

（１）事業実施主体は、事業計画審査依頼書（様式第 1 号）に事業実施計画書（流通・販売者様式第 1 号－ 1 又は 2）を添付し、事業実施箇所が所在する市町村長又は農産園芸課に提出するものとする。

（２）市町村長は、（１）により事業実施計画書が提出された場合は、を隠岐支庁・農林振興センターを經由して知事に提出するものとする。

（３）知事は、事業実施計画書の内容を審査し、その結果を通知するものとする。

なお、第 2 の（２）の事業審査にあたっては、第 6 に定める外部審査委員の評価を踏まえるものとする。

（４）事業実施主体は、交付要綱第 4 に基づき重要な変更を行おうとするときには、事業計画変更審査依頼書（様式第 2 号）に事業実施変更計画書（流通・販売者様式第 1 号－ 1 又は 2）を添付し、（１）から（２）に準じて提出するものとする。

（５）知事は（４）により提出された事業実施変更計画書の内容を審査し、その結果を通知するものとする。

なお、第 2 の（２）の事業に係る変更のうち、必要と認める場合には、第 6 に定める外部審査委員の評価を踏まえるものとする。

２ 補助金（変更）交付申請

（１）事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた場合は、交付要綱第 5 に基づき、補助金

交付申請書（様式第3号）に事業実施計画書（流通・販売者様式第1号-1又は2）を添付し、農産園芸課に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、事業実施変更計画の承認を受けた場合は、交付要綱第6に基づき、補助金変更承認申請書（様式第4号）に事業実施変更計画書（流通・販売者様式第1号-1又は2）を添付し、農産園芸課に提出するものとする。

3 実績報告

事業実施主体は、交付要綱第9に基づき、補助金実績報告書（様式第7号）に事業実績報告書（流通・販売者様式第2号-1又は2）を添付し、農産園芸課に提出するものとする。

4 事業達成状況報告

(1) 第2の(2)の事業を実施する事業実施主体は、事業達成状況報告書（流通・販売者様式第3号）を、事業実施年度の翌年度から5年間、毎年4月末日までに第5の1の(1)の提出先に提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)により事業達成状況報告書が提出された場合は、毎年5月末日までに隠岐支庁・農林振興センターを経由して知事に提出するものとする。

5 その他書類の提出先

事業実施主体は、交付要綱第6第2項に基づく事業遂行状況報告書（様式第10号）、交付要綱第7に基づく補助金概算払請求書（様式第5号）、交付要綱第8に基づく事業完了報告書（様式第6号）については、農産園芸課に提出するものとする。

第6 外部審査

知事は、第2の(2)の事業の事業実施計画の評価を行うため、事業実施主体が提出する書類に基づき、外部審査委員による審査を行うものとする。

外部審査に関して必要な事項は、別に定める。